

研究2 . 新聞の訪問勧誘について



強引な新聞勧誘に注意しましょう。

新聞の購読を勧める勧誘員から「いつでもやめられますから」「半年間は無料にしますから」「景品をたくさんつけますから」「来年からの契約で結構ですから」「とりあえずサインだけ」・・・などと言われてサインした新聞購読契約で、後々トラブルに遭うことがあります。

こんな新聞購読契約のトラブルが！

【事例1】

・高齢の父が2年前に購読契約をした新聞の配達が始まる。契約時は健康だったが、介護施設へ入所が決まり新聞は必要なくなった。解約を申し入れたら「景品も渡してある、拡張員にも金を払っている」と受け付けてくれない。

【事例2】

・今月から1年間の新聞購読契約を2年前にして、現在購読している。必要がなくなったので、今月で解約しようと販売店へ申し入れたが拒否された。契約するときは「口約束だが、いつでもやめていい」と言われたのに...

【事例3】

・「いつでもやめられるから」と言われて、2年先から4年間の購読契約をした。2年間購読したが、都合でやめたいと伝えたら、「契約は4年間なので、その期間は解約できません。どうしてもと言うなら残りの期間分の購読料を払っていただきます。」と言われた。

【事例4】

・自宅を訪れた勧誘員から、ノルマ達成に協力してほしい。サインしてくれれば料金は払わなくていい、景品もあげると粘られ、やむなく契約したところ、翌月に販売店から料金を請求された。話が違うので払いたくないが...

新聞の購読（契約）期間について

- ・購読（契約）期間に関する法的な定めはありません。
1年単位で契約することが多いようですが、購読契約は、1ヶ月ごとの契約が可能です。また、期間を定めないで継続契約することも可能で、継続購読の場合は、月の途中でも購読終了（解約）が可能です。
- ・多量・高額な景品やサービスと引き換えに、長期購読契約を求められる場合があるようですが、中途解約時のリスクなどを考えて慎重に判断すべきです。また、他紙との重複契約トラブルにもなりやすい、先づけ契約（数年先からの契約）も注意が必要です。

訪問販売による購読契約と中途解約

- ・新聞の購読契約は訪問販売で行われることが多く、「特定商取引法の規制を受け」、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。また、勧誘には新聞の販売員であることを告げる義務があり、一度勧誘を断った消費者への再勧誘は禁止されています。
- ・クーリング・オフ期間内（8日以内）なら・・・
訪問販売で新聞購読契約した場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）でき、配達済みの新聞代金を支払う必要もありません。
- ・クーリング・オフ期間を過ぎると・・・
原則として、消費者の都合で一方的に解約することはできません。
この場合、販売店と消費者との話し合いで解決することになり、解約料や景品相当額の返金を求められることもあり、無条件解約は簡単ではありません。
- ・景品について
販売店が購読契約の勧誘時に提供できる景品の上限は、6ヶ月分の購読料の8%までと決められています。また、購読料の値引きやスポーツ紙などの無償提供は禁止されています。しかし、景品表示法（景表法）に違反する景品や表示に消費者が誘引されての契約であっても、法律上の制約で、ただちに購読契約が否定されることになりません。
- ・景品や無料サービスなどにつられて、長期間の購読や何年も先からの契約は避け、不要ならきっぱり断りましょう。特に、無料購読サービス期間終了後に解約を申し出ると、販売店とのトラブルになることが多いようです。

契約期間の定めがある新聞購読契約は、原則的には消費者の都合で一方的に解約できない、大変「重い契約」であることを消費者は認識する必要があります。

新聞購読契約のトラブルを避けるためには・・・

長期間（数年）の契約や数年先の契約はトラブルのもと！

- ・ 契約時に「そのくらいなら大丈夫」と思っている、配達が始まるまでには事情が変わることもあります。中途解約でのトラブルが多いようですから、よくよく考えて判断しましょう。
- ・ 新聞購読契約は1ヶ月からでもできますし、期間を定めない契約にすることも可能です。
- ・ 契約を中途解約したい場合は、原則的には販売店との交渉になりますから、事前に消費生活センターへ相談するのも良いでしょう。

強引な勧誘や過大な景品やサービスに惑わされないで！

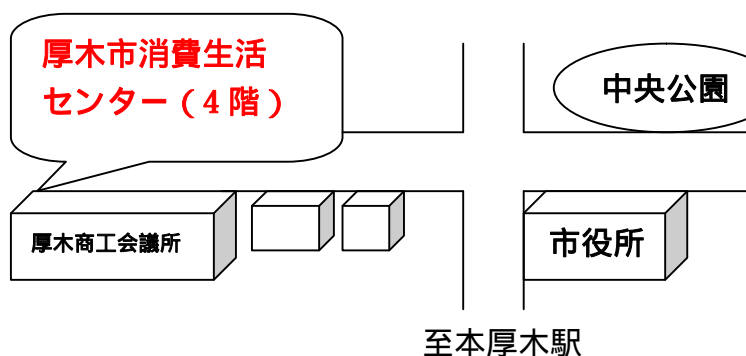
- ・ 契約は冷静に判断し、必要のないものはキッパリ断りましょう。購読料の値引きやスポーツ紙などの無償提供などは禁止されていますし、もらうのも要求するのもやめましょう。
- ・ 景品やサービスで決めるのではなく、自分に合った新聞を選んで契約しましょう。

契約書は大事に保管！

- ・ 契約書は、必ず内容（特に購読期間）を確認し、契約期間満了までしっかり保管しましょう。契約書には、個人情報の取扱いだけでなく、購読料に関して「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます」などと記載されていることがあります。また、転居時の購読料の精算方法も記載されていると思います。

購読料支払済みの「領収書」も保管すると良いでしょう。

**新聞購読契約で困ったり心配だったら、
迷わず消費生活センターへ相談しましょう！**



厚木市消費生活センター
相談日 月～金曜日
(年未年始、祝日を除く)
相談時間 9:30～16:00
所在地
厚木市栄町 1-16-15
厚木商工会議所 4階
電話番号
046-294-5800

これまでの研究をまとめた成果として、
次ページの
消費生活懇話会かわらばん第2回
「注意しましょう！
強引な新聞勧誘！」
を作成し、配布しています。